

ご遺族の方へ

小川町

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

小川町では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、

一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

埼玉県比企郡小川町役場

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

0493-72-1221(代表)

MEMO

手続き一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

ページ	項目	場所	内容
P.5・6	1. 死亡届について	町民課	死亡届・火葬許可証・戸籍謄本等の発行
P.7・8	2. 町民課での手続き	町民課	世帯主変更・印鑑登録・マイナンバーカード・国民年金・後期高齢者医療制度・国民健康保険
P.9	3. 健康福祉課での手続き	健康福祉課	障害者手帳・自立支援医療 介護保険（手続きの内容によっては、長生き支援課にご案内）
P.10	4. 長生き支援課での手続き	長生き支援課 (パトリアおがわ)	緊急連絡通信システム・配食サービス
P.10	5. 上下水道課での手続き	上下水道課	水道・下水道・農業集落排水・浄化槽
P.11	6. 税務課での手続き	税務課 等	固定資産税・軽自動車・原動機付自転車等
P.12	7. 都市政策課での手続き	都市政策課	デマンドタクシー・町営住宅・空き家バンク
P.13	8. 環境農林課(農業委員会) での手続き	環境農林課	犬の登録内容変更・農地相続・森林相続
P.14	9. 学校教育課での手続き	学校教育課	就学・就学援助
P.14・15	10. 子育て支援課での手続き	子育て支援課 (ココット)	保育園、幼稚園等・こども医療費・児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・特別児童扶養手当
P.16	11. 図書館での手続き	図書館	利用カード
P.16・17	12. 外国籍の方の手続き	東京出入国 管理局	在留カード等
P.17	13. 不動産の相続登記手続き	さいたま地 方法務局	土地、建物（不動産）
P.19 ～	14. その他の主な手続き		

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

葬儀・法要

届出・手続

税金

3カ月以内

- 納骨
- 四十九日
- 初七日
- 通夜・葬儀・告別式
- 葬儀・法要の連絡・調整
- 死亡届等
- 年金関係の手続
- 健康保険・世帯主変更
- 公共料金等の手続

4カ月以内

- 相続放棄・限定承認
(22ページ参照)
- 相続財産調査
- 相続人調査
- 遺言調査・遺言書の検認

○所得税の
準確定申告(22ページ参照)

10ヶ月以内

1年以内

○一周忌

○ 払戻・解約・名義変更等
○ 遺産分割協議(21ページ参照)

○ 相続税の申告(22ページ参照)

小川町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページへ〉
必要な手続きの
詳細について

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

火葬を終えていれば、死亡届はすでに届出されています。

死亡が記載された戸籍や除籍謄本の交付は死亡届出後、2週間程度かかります。

◇火葬許可書

死亡届を受理した際に渡します。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、

亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

・親族

・同居者

・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人

・成年後見人・保佐人・補助人

(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

・印鑑(任意)

◇小川町に届出を提出する場合

【平日(8:30~17:15)】

小川町役場 1階 町民課

【夜間及び休日】

小川町役場 庁舎裏入口 日直室

日直対応(8:30~17:15)

なお、日直や夜間等で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認や火葬許可証の交付等で来庁をお願いする場合があります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね 7日～14日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね 10日～14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

※本籍地以外の市区町村の窓口でも、交付請求できます。

MEMO

住民票について ※亡くなられた方が小川町に住民登録がある場合

2. 町民課での手続き

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。ただし、以下に該当する場合は次の手続きが必要です。

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
世帯主変更	世帯員が複数おり世帯主が亡くなられた場合	世帯員がお一人になる場合は手続き不要	本人確認書類（免許証・マイナンバーカードなど）
印鑑登録	印鑑登録をしていた方	印鑑登録証の返却	印鑑登録証
マイナンバーカード 住基カード	マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方	マイナンバーカード・住基カードの返納	マイナンバーカード・住基カード 来庁者の本人確認書類
国民年金	老齢基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、遺族基礎年金のいずれかを受給していた方	国民年金未支給年金請求	請求者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カード等） 死亡者の年金証書・死亡の事実を確認できる書類・死亡者と請求者の関係を確認できる書類。生計同一を証明する書類 等 厚生年金や共済年金を納付、受給されていた方は年金事務所へご確認ください。
	国民年金の保険料を36月以上納めていた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金を一度も受給せず死亡した場合	国民年金死亡一時金請求	
	国民年金の被保険者または被保険者であった方で、保険料納付と免除期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡した場合 ※故人の納付要件が必要になる場合があります。	国民年金遺族基礎年金請求 (18歳未満または障害状態にある20歳未満の子のいる配偶者)	
後期高齢者医療制度・国民健康保険	町の後期高齢者医療制度又は国民健康保険の加入者で、同一世帯の方または別世帯の親族の方	資格喪失の届出及び資格確認書等の返却、葬祭費の申請等	町民課後期高齢者医療担当・国民健康保険担当へご確認ください。

町民課での手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

埼玉県比企郡小川町役場 ☎ 0493-72-1221

庁舎1階③番

町民課 戸籍年金担当（内線141～146）

国民健康保険担当・後期高齢者医療担当（内線147～149）

◇年金の手続き

年金の手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。
該当する方の基礎年金番号がわかるものを用意して電話をお願いします。

一般的な年金相談・予約

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

050で始まるお電話の方は ☎ 03-6700-1165

受付時間

月曜日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

年金事務所への来訪相談

予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890

050で始まるお電話の方は ☎ 03-6631-7521

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

※予約相談希望日の前日までの受付けとなります。

川越年金事務所

〒350-1196

埼玉県川越市脇田本町8-1 U PLACE 5階

☎ 049-242-2657

FAX 049-245-8919

熊谷年金事務所

〒360-8585

埼玉県熊谷市桜木町1-93

☎ 048-522-5012

FAX 048-529-2175

3. 健康福祉課での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
障害者手帳・ 自立支援医療	障害者手帳・ 自立支援医療に該当し ていた方	健康福祉課福 祉グループへ ご確認ください。	<p>【必要に応じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳（身体・療育・精神） ・自立支援医療受給者証 ・印鑑 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・通帳（相続人名義） ・障害福祉サービス受給者証 ・生活サポート券未使用分 ・福祉タクシー券未使用分 ・埼玉県思いやり駐車場制度利用証
介護保険	介護保険被 保険者証を お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失の 手続き ・介護保険被 保険者証等 の返却 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証（お持 ちの方） ・介護保険負担限度額認定証（お 持ちの方）

死亡後の介護保険の手続きは健康福祉課でできます。手続きの内容によっては、長生き支援課（パトリアおがわ）にご案内が必要な場合もあります。

健康福祉課での手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

埼玉県比企郡小川町役場 0493-72-1221

庁舎1階②番

健康福祉課 障害福祉担当（内線151・152・155）

4. 長生き支援課での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
緊急連絡通信システム	緊急連絡通信システムを利用(設置)していた方	利用中止・撤去の手続き	印鑑
配食サービス	配食サービスを利用していた方	利用中止手続き	印鑑

長生き支援課での手続き: 詳しくは下記までお問い合わせください。

パトリアおがわ ☎ 0493-74-2323

埼玉県比企郡小川町大字腰越618番地

長生き支援課 高齢福祉担当

5. 上下水道課での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
水道	水道を使用(所有)していた方	水道使用者(所有者)変更届等	印鑑
下水道	現在下水道事業受益者負担金を支払っている方	下水道事業受益者異動届	新しく受益者になる方の印鑑
農業集落排水	農業集落排水使用世帯の方	人数、受益者等の変更手続き	印鑑
浄化槽	公共浄化槽を使用していた方	使用者(受益者)の変更手続き	印鑑
	個人管理の浄化槽を使用していた方	管理者の変更手続き	印鑑

上下水道課での手続き: 詳しくは下記までお問い合わせください。

埼玉県比企郡小川町役場 ☎ 0493-72-1221

庁舎1階④番

上下水道課 水道総務担当(内線182・241)

下水道担当(内線361~363)

6. 税務課での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
固定資産税	土地や家屋を所有している方	相続人代表者指定届	税務課資産税担当へご確認ください。
軽自動車	軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕用等）・二輪（バイク）をお持ちの方	名義変更・廃車等の手続き	税務課住民税担当へご確認ください。

車種	取扱い窓口	手続きに必要な持ち物
原動機付自転車 (125cc以下)	小川町役場税務課住民税担当	・小川町のナンバープレート ・標識交付証明書 ・来庁者の本人確認書類（免許証など）
小型特殊自動車		
軽自動車（二輪） 【125cc超～250cc以下】	現住所地の運輸支局にて手続き ※埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 熊谷市大字御稜威ヶ原 701-4 ☎ 050-5540-2027	取扱い窓口にご確認ください。
二輪の小型自動車 【250cc超】		
軽自動車（三輪・四輪）	現住所地の軽自動車検査協会にて手続き ※軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所 熊谷市新堀字北原 960-2 ☎ 050-3816-3112	取扱い窓口にご確認ください。

税務課での手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

埼玉県比企郡小川町役場 ☎ 0493-72-1221

庁舎1階⑤番

税務課 資産税担当（内線130）住民税担当（内線133）

7. 都市政策課での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
デマンドタクシー	デマンドタクシーの利用者登録をしていった方	登録者証の返却	小川町デマンドタクシーデマンド登録者証(黄色のカード)
町営住宅	町営住宅に入居していた方	(1) 入居名義人が亡くなり、同居者がいる場合 →名義を引き継ぐ手続き (2) 入居名義人が亡くなり、同居者がいない場合 →住宅を明渡す手続き (3) 入居名義人以外の方が亡くなった場合 →異動の手続き	詳しくは都市政策課開発建築担当へご確認ください。
空き家バンク	空き家を相続してお困りの方	小川町空き家バンクへの登録	詳しくは都市政策課開発建築担当へご確認ください。

都市政策課での手続き: 詳しくは下記までお問い合わせください。

埼玉県比企郡小川町役場 ☎ 0493-72-1221

庁舎2階⑤番

都市政策課 都市政策担当 (内線252) 開発建築担当 (内線253・254)

8. 環境農林課（農業委員会）での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
犬の登録内容の変更	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 (町外へ転出する場合は、転出先の市町村へ届出をしてください。)	犬鑑札
農地相続	農地を所有している方	法務局で相続登記後、農地法第3条の3相続の届出※法務局の手続き後にお越し下さい。	相続登記関係書類（所有権移転したことがわかる書類）・印鑑
森林相続	森林の土地を所有している方	森林の土地の所有者届出書※法務局の手続き後にお越し下さい。	相続登記関係書類（所有権移転したことがわかる書類）・位置図・印鑑

環境農林課（農業委員会）での手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

埼玉県比企郡小川町役場 ☎ 0493-72-1221
庁舎2階⑦番

環境農林課 環境保全担当（内線165）農林施設担当（内線245）
農業委員会（内線242）

MEMO

9. 学校教育課での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
就学	小・中学校に在籍する児童生徒の保護者が亡くなられた場合	保護者の変更届	
就学援助		就学援助費支給変更届	印鑑・通帳等

学校教育課での手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

埼玉県比企郡小川町役場 ☎ 0493-72-1221

庁舎3階③番

学校教育課 学校教育担当 (内線272)

10. 子育て支援課（ココット）での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
保育園・幼稚園等	園児死亡の場合 保育園児の保護者が手続き	支給認定の変更申請書・退園手続き	支給認定証
	保護者死亡の場合 保育園児の親族が手続き	支給認定の変更申請書	支給認定証 保育料の口座引落名義人の変更は金融機関で行う
こども医療費	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	こども医療費受給資格消滅届	こども医療費受給資格証
	受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	こども医療費受給資格登録申請書	こども医療費受給資格証・健康保険情報のわかるもの等・新たに受給資格者となる方の口座の通帳
児童手当	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	児童手当受給事由消滅届、または額改定届	小川町に児童の住民票がない場合は死亡日がわかるもの（戸籍謄本等）
	受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	児童手当未払請求書、認定請求書	児童の口座の通帳・新たに受給資格者となる方の口座の通帳・マイナンバー・健康保険情報のわかるもの等

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
児童扶養手当	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	児童扶養手当資格喪失届(または額改定(減)届)	児童扶養手当証書
児童扶養手当	受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	児童扶養手当資格喪失届(未払い分がある場合は児童扶養手当未支払手当請求書)	児童扶養手当証書・死亡者の戸籍謄本・未払い分がある場合は対象児童の振込口座がわかるもの ※個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。
特別児童扶養手当	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定(減)届)	特別児童扶養手当受給証明書
特別児童扶養手当	受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	特別児童扶養手当資格喪失届(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書)	児童扶養手当証書・死亡者の戸籍謄本・未払い分がある場合は対象児童の振込口座がわかるもの ※個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。
ひとり親家庭等医療費	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届	ひとり親家庭等医療費受給者証
ひとり親家庭等医療費	受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届および関連手続き	ひとり親家庭等医療費受給者証 ※個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。

※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、来館前にココット小川町子育て総合センターまでお問合せください。

子育て支援課での手続き:詳しくは下記までお問い合わせください。

ココット 小川町子育て総合センター

埼玉県比企郡小川町大字角山133番地

☎0493-81-6181

子育て支援課 子育て支援担当 総合保育担当

11. 図書館での手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
利用カード 返納	図書館利用カード を持っている方	利用カード返納	亡くなられた方の利用カード

図書館での手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

小川町立図書館

埼玉県比企郡小川町大字大塚99番地1

☎ 0493-72-5965

管理・奉仕担当

外国籍の方の届出について

14日以内

12. 外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納していただく必要があります。この場合、東京入国管理局に直接持参していただくか、下記の返納先に送付して返納してください。

【返納先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11

東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局 おだいば分室 「在留カード等返納」



◆亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

外国籍の方の死亡関係手続き：ご不明な点は下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局

☎ 0570-034-259

出入国在留管理局のホームページをご確認ください。

13. 不動産の相続登記手続き

項目	手続き対象者	手続き内容	手続きに必要な持ち物
土地や建物 (不動産)	土地や建物の所有者が死亡した場合	不動産の相続登記	手続きについては、お近くの法務局にご相談ください。 相続登記に関しては、『さいたま地方法務局 相続』で検索

※令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

また、遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相登記をしなければなりません。

不動産の相続登記手続き：詳しい手続き案内は、下記までお問合せください(要予約制)。

さいたま地方法務局 東松山支局

埼玉県東松山市加美町1番16号

☎ 0493-22-0379 (代表)

MEMO

14. その他の主な手続き

◆亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却	すみやかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)、故人の年金証書、年金手帳又は基礎年金番号通知書、請求者の本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)、戸籍謄本、所得証明書、住民票の原本(死亡者の除票、請求者の世帯全員の住民票)、死亡診断書のコピー、預貯金通帳</p> <p>〈手続先〉 お近くの年金事務所 詳しくは年金事務所にお尋ねください。</p>

◆亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

- 必要書類 ①改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
遺骨の取り出しへは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈お問合せ〉

埼玉県比企郡小川町役場

☎ 0493-72-1221

庁舎1階③番

町民課 戸籍年金担当(内線141~146)

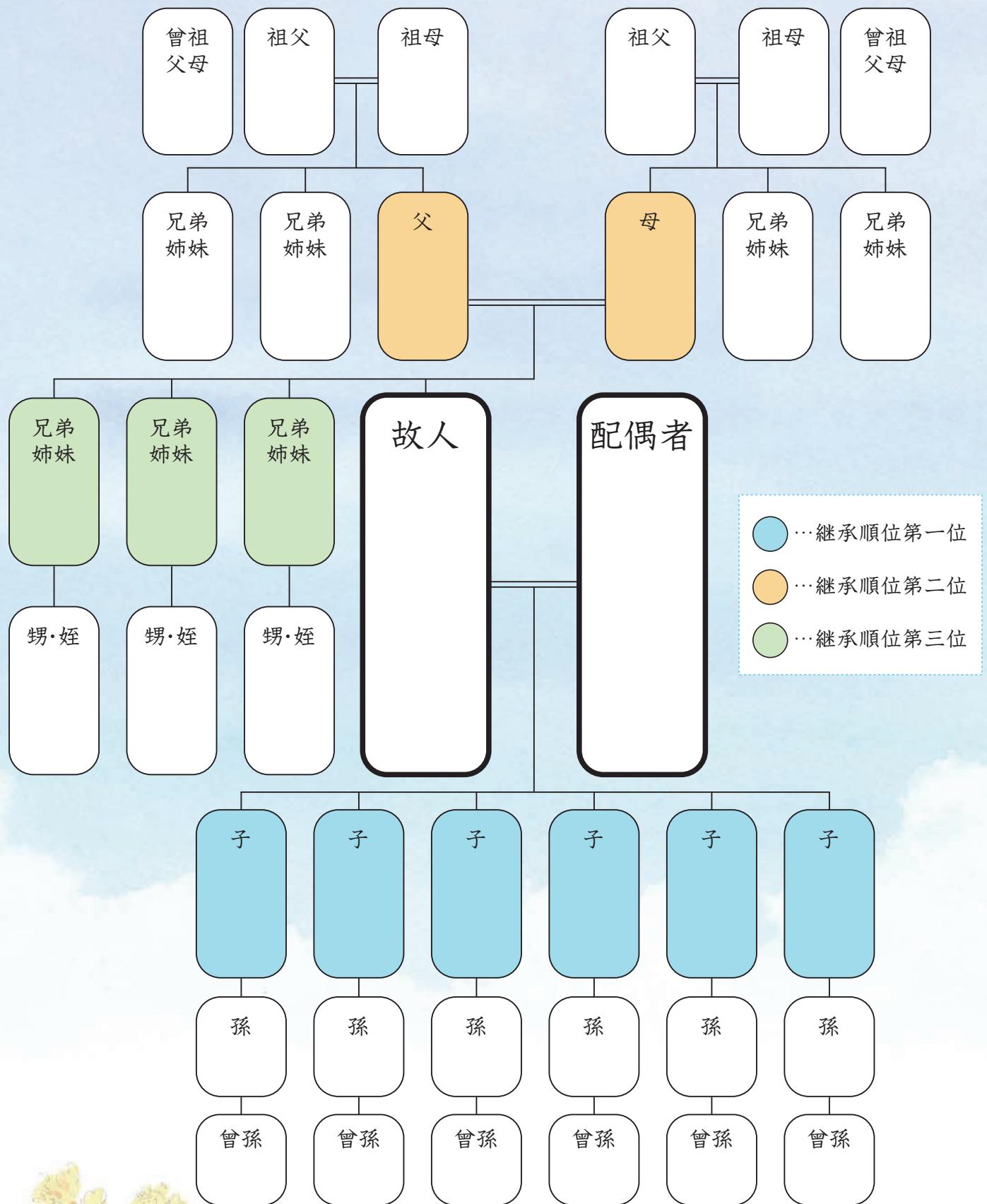
◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、所有している不動産を知りたい場合は、役所で「名寄帳」を取得してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数



◇ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。
詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◆ご遺族メモ／故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

その他

MEMO

発 行 小川町
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年4月作成

